変更の概要

遊漁料金の変更、川俣川渓流釣り場の特別遊漁料金及び遊漁期間の変更、遊漁料納付方法の変更

新旧対照表(下線:変更部分)

# 変更案

峡北漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則

第1条~第2条(省略)

第3条 山梨県漁業調整規則(以下「調整規則」という。)第19条の規定による禁止期間を延長するときは、総会又は総代会の議決を経て定め、組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、山梨日日新聞に掲載してこれを公示するものとする。

2 遊漁者は、調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄の区域内で、工欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア	1	) ウ	エ
魚 種	漁具・漁法	区 域	期間
Jr. 1	友 釣		解禁日の(午前4時)か ら11月30日まで
あゆ	さくり ころがし	釜無川、塩川の本流および支流 	10月1日から 11月30日まで
あまご いわな にじます	さお釣り	同上(但、塩川ダム貯水池※を除く)	解禁日から 9月30日まで
うなぎ	さお釣り 置針	釜無川、塩川の本流および支流	EN/T
こい おいかわ			周年
うぐい	さお釣り		5月1日から翌年3月 31日まで

# 現行規則

峡北漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則

第1条~第2条(省略)

第3条 山梨県漁業調整規則(以下「調整規則」という。)第19条の規定による禁止期間を延長するときは、総会又は総代会の議決を経て定め、組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、山梨日日新聞に掲載してこれを公示するものとする。

2 遊漁者は、調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄の区域内で、工欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア	イ	ウ	工
魚 種	漁具・漁法	区 域	期間
Jr., 1	友 釣		解禁日の(午前4時)か ら11月30日まで
あゆ	さくり ころがし	釜無川、塩川の本流および支流 	10月1日から 11月30日まで
あまご いわな にじます	さお釣り	同上(但、塩川ダム貯水池※を除く)	解禁日から 9月30日まで
うなぎ	さお釣り 置針	<b>釜無川、塩川の本流および支流</b>	田仁
こい おいかわ			温度 は
うぐい	さお釣り		5月1日から翌年3月 31日まで

K	じます			周年	
	まご わな	さお釣り	川俣川渓流釣場	4月1日から 9月30日まで	

- 注) ※印の塩川ダム貯水池とは、貯水池末端より、釜瀬川において380m、本 谷川において400m、出田川において110m下流とする。
- 3 前項の定めにかかわらず、川俣川月の木上橋下流50mから上流約2,000 m東沢、西沢合流点の区域の「川俣川渓流釣場」においては、別に定める特 別游漁料を納付しなければ游漁してはならない。
- 事務所(菲崎市円野町)又は別表に定める場所で、納付するとき の遊漁料(表中「前売り」という。) および、遊漁する場所において漁場監 視員に納付するときの遊漁料(表中「現場売り」という。)は、次表のとお りとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊	魚料
点 俚	(周县 - 原伝	利用	前 売 り	現場売り
あゆ	さおづり	1 日	2,000円	3,000円
(A) (A)	( GW ) )	1 年	8,000円	
あゆ以外	さおづり	1 日	1,000円	2,000円
の魚種	置針	1 年	5,000円	

2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定に関わらず、次表右欄のとお りとする。

中学生以下の者	無料
75才以上	あ ゆ・さおづり・1年 <u>6,000円</u> あゆ以外の魚種・さおづり置針・1年 <u>4,000円</u>
肢体不自由者	あ ゆ・さおづり・1年 <u>6,000円</u> あゆ以外の魚種・さおづり置針・1年 <u>4,000円</u>

にじます	さお釣り	川俣川渓流釣場	<u>4月1日から</u> 10月15日まで
あまご いわな			4月1日から 9月30日まで

- 注) ※印の塩川ダム貯水池とは、貯水池末端より、釜瀬川において380m、本 谷川において400m、出田川において110m下流とする。
- 3 前項の定めにかかわらず、川俣川月の木上橋下流50mから上流約2,000 m東沢、西沢合流点の区域の「川俣川渓流釣場」においては、別に定める特別遊漁 料を納付しなければ遊漁してはならない。
- 第4条 第2条に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で、峡北漁業協同組合 第4条 第2条に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で、峡北漁業協同組合 事務所(韮崎市円野町)又は組合の指定する場所において、納付するときの 遊漁料(表中「前売り」という。) および、遊漁する場所において漁場監視 員に納付するときの遊漁料(表中「現場売り」という。)は、次表のとおり とする。

魚	種	漁具・漁法	期間	遊漁料		
	作里		利用	前 売 り	現場売り	
あ	ゆ	さおづり	1 日	2,000円	3,000円	
(8)	<i>w</i> ) <b>(</b> 9	GW 79	1 年	8,000円		
あゆり	以外	さおづり	1 日	1,000円	2,000円	
の魚	〔種	置針	1 年	5,000円		

2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定に関わらず、次表右欄のとお りとする。

中学生以下の者	無料
75才以上	あ ゆ・さおづり・1年 <u>5,500円</u> あゆ以外の魚種・さおづり置針・1年 <u>3,500円</u>
肢体不自由者	あ ゆ・さおづり・1年 <u>5,500円</u> あゆ以外の魚種・さおづり置針・1年 <u>3,500円</u>

# 3 川俣川渓流釣場の特別遊漁料は次表のとおりとする。

エリア	魚 種	期間	遊漁料
貸竿エリア	にじます	2時間	3, 500円
ルアー・フライ	あまご いわな	1日	4,000円
竿エリア	にじます	<u>半日</u>	3, 500円
<u>オートキャン</u> プ釣りエリア	にじます	1日	3,000円

# 第4条第4項~第10条(省略)

### 附則

- この規則は、平成26年1月1日から施行する。
- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- あゆ以外の魚種の遊漁料については、令和2年12月1日から施行する。
- この規則の施行前においては、なお従前の例による。
- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- あゆ以外の魚種の遊漁料については、令和4年12月1日から施行する。
- この規則の施行前においては、なお従前の例による。

### 別表 第4条第1項に定める前売り遊漁料の納付場所

71 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
韮崎市中央町	登川釣具店	0551-22-1059			
韮崎市本町	青木釣具店	0551-22-5858			
韮崎市下祖母石	青木釣具店分店	0551-22-8050			
韮崎市富士見	えびす	0551-23-0233			
韮崎市藤井町	富士屋	0551-22-0853			
韮崎市上祖母石	加賀	090-1611-7566			
韮崎市円野町下円井	まるのや商店	0551-27-2108			
甲斐市宇津谷	かねます	090-8053-0730			
北杜市武川町新開地	駒井電化店	0551-26-2723			

# 3 川俣川渓流釣場の特別遊漁料は次表のとおりとする。

魚 種	期間	遊漁料
あまご いわな	1日	4, 500円
<u> </u>		
にじます	1日	3, 500円

#### 第4条第4項~第10条(省略)

#### 附則

- この規則は、平成26年1月1日から施行する。
- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- あゆ以外の魚種の遊漁料については、令和2年12月1日から施行する。
- この規則の施行前においては、なお従前の例による。

### 別表 第4条第1項に定める前売り遊漁料の納付場所

140 - 1 - 1111 - 1111 - 11	•/// 1
登川釣具店	0551-22-1059
青木釣具店	0551-22-5858
青木釣具店分店	0551-22-8050
えびす	0551-23-0233
富士屋	0551-22-0853
加賀	090-1611-7566
まるのや商店	0551-27-2108
かねます	090-8053-0730
駒井電化店	0551 - 26 - 2723
	青木釣具店 青木釣具店分店 えびす 富士屋 加賀 まるのや商店 かねます

北杜市須玉町江草	小沢商店	0551-42-2096	北杜市須玉町江草	小沢商店	0551-42-2096	
北杜市須玉町比志	小林忠雄	0551-45-0721	北杜市須玉町比志	小林忠雄	0551-45-0721	
北杜市須玉町小尾	藤原廣吉	0551-45-0330	北杜市須玉町小尾	藤原廣吉	0551-45-0330	
北杜市高根町長沢	川俣川渓流釣場	0551-47-2856	北杜市高根町長沢	川俣川渓流釣場	0551-47-2856	
北杜市高根町長沢	藤原製麺工場	0551-47-4211	北杜市高根町長沢	藤原製麺工場	0551-47-4211	
北杜市高根町清里	小清水商店	0551-48-2648	北杜市高根町清里	小清水商店	0551-48-2648	
北杜市長坂町白井沢	くろひげ	0551-32-4960	北杜市長坂町白井沢	くろひげ	0551-32-4960	
北杜市小淵沢町	細川金物店	0551-36-2059	北杜市小淵沢町	細川金物店	0551-36-2059	
全国の店舗	セブンイレブン		全国の店舗	セブンイレブン		
全国の店舗	ファミリーマート		全国の店舗	ファミリーマート		
全国の店舗	ローソン		全国の店舗	ローソン		
			全国の店舗	サークル K サンクス	ζ	
オンラインシステム					_	